

スペイン内戦とメキシコ (カルデナス政権のスペイン人民戦線政府支援)

小倉英敬

1. はじめに

1936年7月17日夕刻にスペイン領モロッコのメリーリヤ、セウタ、ヤグエにおいて外人部隊を含むスペイン軍駐屯部隊が蜂起し、翌18日にはこれらに続いてマドリッド、バルセローナ、セビリヤ、コルドバ、カデイス、マラガ、ブルゴス、パンプローナ、ヒホン、バリャドリッド、サラゴサ等のスペイン本土の各地で叛乱軍が蜂起した。叛乱軍は当初クーデターによって人民戦線政府を打倒することを目指したが、叛乱軍の蜂起はその意図とは反して、労働者・農民が知識人層や中間層の一部と連携して武力抵抗したため、その後2年9カ月続くこととなる内戦に転じた。

その結果、人民戦線政府側と叛乱軍側の双方で死者約30万人、人民戦線側の亡命者20万人と言う犠牲者を生じる歴史的悲劇を生むとともに、1975年にフランコ独裁政権が終焉した後も、現在までに至る精神的傷跡をスペイン国民の中に残す出来事になった。また、内戦終了後にも人民戦線側の10数万人が虐殺されたとの説もある。

国際社会は、ボールドウィン・イギリス政府のイニシアティブの下に、当初はスペイン人民戦線政府支援を行おうとしたブルム・フランス人民戦線政府が提案した「不干渉主義」政策を採用する一方で、ドイツ、イタリア、ポルトガルが叛乱軍支援を実行したことに對して、ソ連とメキシコだけが最後までスペイン人民戦線政府を支援した。

カルデナス・メキシコ政府は、メキシコ革命の精神や、左右分裂という国内事情のみでなく、国際連盟規約及び「1928年ハバナ協定」という国際法に依拠する立場からスペイン人民戦線政府に対して外交的、物質的、人的な支援を展開した。また、内戦中より集団疎開児童や戦争孤児、更には知識人・学識経験者を受け入れ、内戦終了後は約3万名の人民戦線政府側の亡命者を受け入れたほか、フランコ死後の1976年まで人民戦線亡命政権の存続を許可するなど、一貫してスペイン人民戦線政府支援を継続した。

本稿では、カルデナス・メキシコ政権がスペイン人民戦線政府を支援した理由、並びに同政権がスペイン人民戦線政府に対して提供した外交的・物質的な支援の実態を検証することを目的とする。

2. スペイン人民戦線政府と叛乱軍の蜂起

スペイン内戦が発生するにいたる契機となったのは、第二共和制の成立である。スペインでは1873～74年に第一共和制が成立したが、王政復古が生じブルボン朝が続いたものの、米西キューバ戦争における敗北によって植民地であったキューバ、フィリピン、プエルト・リコ、グアムを喪失したこと

など、国際的な地位の低下や国内的な経済困難を経て王政は弱体化した。1921年7月には、長引くモロッコ戦争の過程でスペイン軍がモロッコで敗北した。このような王政弱体化を背景として、1923年9月にミゲル・プリモ・デ・リベラ将軍がクーデターを起こし、保守的な精神性に基づく軍事独裁政権を樹立するにいたった。

しかし、同政権は世界恐慌の影響を受け、1930年1月にはプリモ・デ・リベラも退陣を余儀なくされ、国内政治の混乱が深まった。そして、同年8月17日には共和諸派、急進党 **Partido Radical**、社会党 (PSOE: **Partido Socialista Obrero Español**)、カタルーニャ左翼 (エスケーラ **Esquerra Catalana**) の指導者が会して王政打倒に向けた共和革命委員会を形成した。同委員会は12月14日を期して王政打倒の行動を起こすことを計画したが、12月12日に一部青年将校が北部の南ウエスカ州ハカで武装蜂起して共和制を宣言したものの武力で鎮圧されたため、同14日に予定された行動は延期され、ハカ事件の裁判支援に焦点が移り、法廷闘争を通じて王政打倒の機運が強まっていた。この共和革命委員会が、その後形成される人民戦線の出発点となる。

1931年4月12日に地方議会選挙が実施されたが、この選挙は王政か共和制かを有権者が選択する事実上の国民投票となった。13日は新聞休刊日であったため、選挙結果は14日付けの各紙で共和派の勝利が報じられ、マドリッド、バルセロナ、サン・セバスティアン、サラゴサ、コルドバなど主要都市で共和制が宣言された。同日深夜、国王アルフォンソ13世は少数の従者とともカルタヘナ港から国外に脱出した。

アルフォンソ13世が亡命し、アスナル政府が総辞職すると、マドリッドでは共和革命委員会がニセート・アルカラ・サモラを首班とする臨時政府を成立させた。同年6月28日には憲法制定議会議員選出のための総選挙が実施され、右派共和派28議席、左派共和派145議席、社会党116議席、急進社会党60議席と共和派が多数を占め、保守派はスペイン刷新党 (**Renovación Española**) 等60議席を占めたにすぎなかった。同年7月14日に開始された憲法制定議会では、1917年1月に発布されたメキシコ憲法と1919年8月に発布されたワイマル憲法を参考として、主権在民、戦争放棄、国家と教会の分離、一院制議会、カタルーニャの自治などを規定した1931年憲法が採択された。12月10日には右派共和主義者のアルカラ・サモラが大統領に選出され、左派共和主義者のマヌエル・アサーニャ・イ・ディアスが首相になって第二共和制が開始された。

アサーニャ政権は、教育改革、教会問題等の一連の諸改革を行ったが、軍隊の改革も重視し、師団数の削減、地方の総司令官職の廃止、将校・兵員の削減を実施した。このため、1932年8月10日にホセ・サンフルホ将軍によるクーデター未遂事件が発生したが、この事件がその後叛乱軍の蜂起への伏線となった。アサーニャ政権の下で実施されたスペイン社会の民主化改革は、右派勢力・保守層の反発を増幅させ、王党派、カルロス党 **Carlista**、スペイン刷新党のほか、1933年2月に結成されたカトリック右派の **CEDA** (スペイン自治右派連盟 **Confederación Española de Derechas Autónomas**) に加え、ファシズム運動である1931年10月に結成された国民サンディカリスト攻撃会議 (**JONS: Junta de Ofensiva Nacional Sindicalista**) と1933年10月に結成されたファランヘ・エスパニョラ (**Falange Española**) が1934年2月に統合して組織されたファランヘ・エスパニョラ・デ・ラス・**JONS** (**Falange Española de las JONS**) が台頭していた。右派勢力によるアサーニャ政権による諸改革に対する反対宣伝工作が活発化した結果、1933年9月にアサーニャ内閣は総辞職し、右派共和主義者である急進党のアレハンドロ・レルーが指名されたが、議会の信任を得られず、議会は解散した。

そのため同年11月に総選挙が実施され、**CEDA** が進出して114議席を獲得したほか、右派勢力が211議席を確保、中間派の急進党が167議席、アサーニャ支持派は99議席にとどまった。この結果、レルーを首班とする内閣が成立したが、実権は**CEDA** のホセ・マリア・ヒル・ロブレスが掌握し、アサーニャ政権が実施した諸改革の成果を逆行させていった。政局の右傾化が生じ、「暗い2年間」と言

われる時期が始まった。

1934年4月にレルー政権がサンフルホ叛乱の加担者に特赦令を出そうとしたが、アルカラ・サモラ大統領が署名を拒否したことから政局が混乱してレルー内閣は辞職して、同じ急進党のリカルド・サムベル内閣が成立した。サムベル政権もCEDAのヒル・ロブレスの圧力を強く受け、農地改革を逆行させる一方で言論・出版の自由を制限するなど反動化策を進める中で、CEDAやファランヘ党などのファシスト勢力が農村において勢力拡大をはかった。1934年10月4日、CEDAはサムベル内閣を辞職させ、再びレルー内閣が発足したが、CEDAやファランヘ党のメンバーが閣僚に名を連ねるなど、極右勢力の進出が目立った。

一方、10月5日に政局の右傾化に反発する労働者や農民を基盤とする社会党、共産党の左翼勢力が反政府行動を起こしたが、労働者・農民に強力な影響力を有するアナキスト系のイベリア・アナキスト連盟（FAI：Federación Anarquista Ibérica）や全国労働者連盟（CNT：Confederación Nacional del Trabajo）は別行動をとった。翌日、政府は戒厳令を布告して武力鎮圧の姿勢を示したが、マドリッドでは6日間にわたり労働者側の抵抗が続き、労働者ストは膠着化した。

これに対して、アストゥリアス州においては、アナキスト系を含む労働者が多くの都市でゼネストを組織してコミューンを形成し、労働者自治政権を樹立した。これに対して、レルー政権はムーア人部隊や外人部隊をも動員してアストゥリアスのコミューン運動を弾圧し、数千名にのぼる多数の死者が生じる事態になった。また、全国的にはアサーニャ元首相、社会党左派の指導者であるフランシスコ・ラルゴ・カバリェロ等を含む約3万名が投獄された。事件後の1935年5月には、ヒル・ロブレスが陸相に就任したほかCEDA党員閣僚が5名になるなど、極右勢力の政治進出が強まり、ヒル・ロブレス陸相の下でフランシスコ・フランコが参謀総長に任じられ、軍隊の再強化を推進した。

一方、左派勢力においては、1934年10月の経験や極右勢力の前面化を前にして、広範な反ファシズム勢力を形成する必要を認識する傾向が強まった。左派共和主義勢力も労働者勢力との連携を図る必要に迫られていた。こうして共和主義諸派と社会党の接近が図られ、第二共和制の維持、教会と国家の分離、カタルーニャの自治、軍隊の改革等の諸改革の続行を目的に、総選挙における勝利によって再び政権を獲得することを目指した統一戦線の結成に進んだ。

1935年7月25日から8月20日まで開催されたコミンテルン（共産主義インターナショナル）第7回大会は、ヨーロッパにおけるファシズム及びナチスの勢力拡大を前にして、それまでの極左路線から転換してプロレタリア統一戦線の延長線上に位置づけられた「反ファシズム人民戦線」戦術を採択したが〔山極1981：136〕、スペイン共産党（PCE：Partido Comunista de España）も同大会以前に「ファシズムに反対する勢力を結集して民主主義共和国を擁護する」ことを提起していた。このコミンテルンの方向転換は、日本による満州支配やナチスの政権獲得以後に示されたソ連外交の「ブルジョア諸国」への接近という新たな路線とも関連していたことを認識しておくべきであろう。

他方、スペイン国内では政局の不安定化に悩んだアルカラ・サモラ大統領は議会の解散を決意して、1935年12月に選挙管理改革として中間派のマヌエル・ポルテラ・バリャダレスに組閣させ、翌1月8日に議会を開催し、2月16日に総選挙を実施することを発表した。

これを受けて、1月15日、左翼共和派（Izquierda Republicana）、共和同盟（Unión Republicana 急進党の分派）、カタルーニャ左翼党、社会党、共産党、統一労働者マルクス主義者党（POUM：Partido Obrero de Unificación Marxista）等が10月事件以来の政治的理由による入獄者の釈放、憲法上の保障の確保、裁判所の改革、地方自治体の諸法規の改正、農民の租税・地代の軽減、中小製造業の保護、失業問題の解決、金融機関の統制、税制の改正、労働立法の実現、最低賃金の確立、国際連盟の擁護等を掲げる「人民戦線協定」を結んだ。しかし、有力な勢力であるアナキスト系のFAIとCNTは、協定に賛成はしたものの加盟はしなかった。

このように見ると、「人民戦線協定」は、「人民戦線」という名称はスペイン共産党が提案したようではあるが、コミンテルンやスペイン共産党が提起した「人民戦線」と同じ性格のものではない。即ち、共産党が主張してきた、大土地所有の収容とその土地の農民への分配、モロッコなどの被抑圧民族の解放、ファシズム団体の解散・武装解除などの項目は協定に盛り込まれなかった。それよりも、「人民戦線協定」の主な目的は1931年共和主義革命の理念の再主張であったと言える。そうであるから故に、社会革命を強く主張するアナキスト勢力は人民戦線に対して批判的姿勢をとったと考えられる。

このような共和派及び左派勢力が「人民戦線」を結成したのに対して、極右勢力も「国民戦線」を結成して対抗した。こうして2月16日に総選挙が実施され、その結果人民戦線派が263議席、国民戦線派が157議席、中間派が53議席を獲得した。CEDAは20議席を失い、共産党は1議席から14議席に議席を増加させた。得票数では人民戦線派が420万票、国民戦線派が387万票であった。

総選挙が実施された翌日の17日から極右勢力側は軍事独裁政権樹立を目指す策謀を進めたが実現せず、19日にアサーニャが左翼共和派、共和同盟、カタルーニャ左翼党、ガリシア自治党からなる新内閣を発足させた。当初は社会党と共産党は、ともに党員を入閣させないという姿勢をとった。

人民戦線政府が成立すると、各地の大都市において新政府を歓迎する示威運動が行われた。3月10日にはバルセローナにおいて政治犯の一部は釈放され、マドリッドにおいては人民戦線諸党派の街頭示威行動が実行された。その後、人民戦線は選挙協定以上の性格を帯びたものに発展していく。これに対して、極右勢力は対抗的な破壊行動が拡大するとともに2月末からクーデター計画を準備し始めた。中心となったのは、エミリオ・モラ・ビダル、ゴンサロ・ケイボ・デ・リャーノ・イ・セーラ、フランシスコ・フランコ・イ・バアモンデらの将軍たちやスペイン刷新党、ファランヘ党、CEDA、カルロス党等であった。7月12日にはファランヘ党らの暴力行為を鎮圧した突撃隊将校であるホセ・デル・カステイリョ中尉が暗殺され、その報復として5時間後にスペイン刷新党のホアキン・カルボ・ソテロが暗殺されたため、左右の激突が加速され、7月17日夕刻にスペイン領モロッコの各地で軍事蜂起が発生し、これが内戦への契機となっていった。

このような1931年から1936年までにおけるスペインの国内情勢が、特に極右勢力の脅威が増大し、それに対して共和制を擁護する諸勢力が結集していったという経緯が、カルデナス・メキシコ政権にとっては右派勢力の脅威を前にしている自国の情勢と二重写しに見え、民主的な選挙によって選出された政権に対する支持という原則的な姿勢とともに、スペイン人民戦線政府に対する支援姿勢を強めていくことになる。

3. カルデナス政権下の二極化

メキシコにおいては、1911年にメキシコ革命が成立し、1914年からの革命急進派と穏健派の間の内戦を経て、1916年に穏健派の勝利が確定し、1917年1月には経済的活動における国家が果たすべき役割を明記した世界で最初の憲法であり、スペイン1931年憲法に影響を与えたと言われる「1917年憲法」が公布された。

メキシコ革命の1920年代における政治的プロセスは、ベヌスティーノ・カランサ政権（1915～20年）、アルバロ・オブregon政権（1920～24年）を経て、プルタルコ・エリアス・カイエス政権（1924～28年）において、革命成果の制度化が進められ国民革命党（PNR：Partido Nacional Revolucionario）が結成された。カイエスは大統領退職後も実力者として院制を敷き、1934年まで政権を操縦し、長期支配を確立した。カイエスは保守化傾向を強めたが、キリスト教会との関係では反教権主義を強め、国内カトリック保守勢力だけでなく、スペインの宗教保守勢力の反発を招き、メキシコ革命以後冷却化していたメキシコ・スペイン関係はさらに悪化する傾向を強めた。

また、カイエス路線は国内カトリック保守勢力との対立を深める一方で、1929年恐慌の影響を受けた労働者階層や、政府による土地分配の遅れに反発した貧農層との対立を深めていた。こうした中で迎えた1934年7月に予定されていた大統領選挙に向けて、カイエスはその姿勢は急進的であることを知りながらも、一方で操りしやすい人物であるとの評価から、ミチョアカン州知事であったラサロ・カルデナス・デル・リオをPNRの公認候補に指名した。

カルデナスは1895年にミチョアカン州のヒキルパン村にムラート（スペイン系とアフリカ系の混血）の血統を引く家系に生まれた。1913年にはミチョアカン州にも革命の波が押し寄せた際、カルデナスは急進派のエミリアーノ・サパタと対立していたギジェルモ・ガルシア・アラゴン将軍の部隊に参謀本部付大尉として任官した。その後、数々の戦闘に参加し、1914年7月にはメキシコ・シティを目指すオブレゴン将軍指揮下の北西軍団の騎兵師団第22連隊第3中隊を率いて従軍した。革命中の内戦においては、穏健派のオブレゴン軍団に属して参戦し続け、オブレゴン将軍やカイエス将軍に歴戦の戦功を認められ、1924年3月に少将に昇進、1928年9月にはカイエスの後援によってミチョアカン州知事に就任した。

同州知事時代には、後に大統領就任後にカルデナスの側近となる急進左派のフランシスコ・ムヒカが前任のミチョアカン州知事であった時期に進められた貧農への土地分配や労働者保護を目的とした労働法が制定され、カルデナス路線の基盤が敷かれた。カルデナスは州知事就任と同時に、ムヒカ時代に形成された共産党系の教員たちを核としたミチョアカン革命的労働者連盟（CRMDT）を結成し、これを政治的基盤とした。CRMDTは4年後には農民層を中心に10万名のメンバーと擁する組織に成長した。カルデナスは、過去10年間に124共同体に対して13万1283Haの土地分配が行われたのに対し、州知事時代の4年間に181共同体に対して14万1663Haの土地を分配した。また、労働者保護も進められたほか、472校の小学校が建設されるなど、カルデナスの州行政には民衆を保護する一貫した姿勢が示された。他方、1926年に同州内に発生したキリスト教徒の農民反乱である「クリステーロスの反乱」に際しては、武力弾圧よりも説得と恩赦で対応し、1929年12月にはその首領であるシモン・コルテスを降伏させ、体制安定化に貢献した。

その後、ソノラ州で発生したエスコバル将軍の軍事蜂起の際や、PNR総裁や内相就任時には州知事職が中断されたが、大統領後継者指名が絡む党内紛争の結果として1932年5月に知事辞職を強いられ、1933年6月にカイエスによって大統領候補に指名された。1934年7月に実施された大統領選挙で勝利し、同年12月1日に大統領に就任した。カルデナスは就任演説において、政府は人民大衆の参加を得て、人民大衆のために政治を行うと強調するとともに、「経済への国家の介入は、より大規模に、より深く、休みなく実施される」と述べ、国家資本主義的路線を提示した。

カルデナスは大統領就任に際し、自派や、パンチョ・ビージャ派、エミリアーノ・サパタ派などの急進派に加えて、カイエス派の人物をも閣僚に起用した。しかしその後、軍を中心としてカイエス派を少しずつ排除し、他方でムヒカからのカルデナス派を登用して自らの政治的基盤を強化していった。また、司法府の再編法案を議会に提出したり、メディアの規制措置など大統領権限の強化を図るとともに、労働者と農民の体制統合を進めた。

労働者対策ではストライキ攻勢を煽動して、労働者運動の統一への機運を醸成し、また労使間のルールを労働者側に有利な形で確立して労働者の体制統合を進めた。この結果、1936年2月にはビセンテ・ロンバルド・トレダーノを指導者とするメキシコ労働者連盟（CTM：Confederación de Trabajadores de México）が結成された。この過程でカルデナス大統領と、資本家側の利害を代表したカイエスの関係が決裂し、カイエスは国外追放され、内閣改造によってカイエス派は一掃された。

カルデナス大統領は、1936年1月から37年12月まで農業問題に集中して取り組んだ。同年3月にはPNRを再編して労働者・農民・軍人・一般の4部会制から成るメキシコ革命党（PRM：Partido de

la Revolución Mexicana) を結成したが、CTM や 1938 年 8 月にグラシアーノ・サンチェスらを指導者として結成された全国農民連盟 (CNC : Confederación Nacional de Campesinos) は PMR の下部組織に編入され、労働者と農民の体制統合が進められた。このような支持基盤の強化を背景として、1936 年 11 月公布された取用法に基づいて、その後 1937 年 6 月に鉄道の国有化、1938 年 3 月には石油産業の国有化を実施していき、急進化路線を鮮明にしていった。

しかし国内の、カトリック右派を中心とする保守派は、カルデナス政権の路線が社会主義を目指すものではなくて国家資本主義を特徴とするものであることを理解せず、メキシコの政治情勢をロシア革命のプロセスに重ね合わせてカルデナス政権の路線を「赤」の路線と見て、反政府姿勢を強めていった。こうして、国論は大きく分裂していくことになる。特に、カルデナス大統領が反教権色の強い前タバスコ州知事のガリード・カナバルを側近に起用し、カナバルが組織した「赤シャツ隊 (Las Camisas Rojas)」がメキシコ・シティのコヨアカン教会等の教会を襲撃・放火するなど暴力行為によってカトリック勢力を挑発したことが、宗教右派を含む保守派を警戒させていた。このような保守派の勢力には、当時最大の外国人勢力であり、敬虔なカトリック教徒であった約 5 万人を数えた在留スペイン人の大半が含まれていた。さらにカルデナス政権は国際的にも、メキシコ革命以後のラテンアメリカ諸国における反メキシコ革命感情に支配されたカトリック勢力や大土地所有者層を基盤とする保守的な諸政権に取り囲まれ、孤立的な環境の中にあった。

カルデナス政権は、メキシコ革命が 1928 年の PNR の結成や、軍人の職業軍人化を経て革命の制度化が進み、相対的な政治的安定化が達成された時点で発足したのだが、一方でカルデナス政権が革命路線を進展させ、社会変革をさらに推進させる過程で再び反政府勢力の結束を強めさせることにいたる。特に、保守派が強く反発したのは、カルデナス政権が「合理的教育」や「近代的教育」の標語の下に推進した宗教色を排除することを目的とした教育改革であり、この教育改革を現場で推進した教師たちの中に CTM のメンバーだけでなく、メキシコ共産党 (PCM : Partido Comunista Mexicano) のメンバーが多数含まれていたことも保守勢力の危機感を増幅させることとなった。教育改革をめぐる対立は一部地域においては武力衝突事件にまで発展し、1935 年には「クリステローソスの反乱」の再来かとの危機感にまで高まった。カトリック保守派は、その後 1937 年にシナロア全国連盟 (UNS : Unión Nacional Sinarquista) や 1939 年に国民行動党 (PAN : Partido Acción Nacional) を結成して強力な反政府運動を組織していった。また、極右は 1934 年に反共組織であるメキシコ革命行動 (ARM : Acción Revolucionaria Mexicanista) の別働隊である準軍事組織の「金シャツ隊 (Las Camisas Doradas)」を組織して左派勢力に対抗した。

他方 PMR 党内では、メキシコ革命の精神の再活性化を主張する急進派が影響を強め、カルデナス大統領を中心に結束を固めた。メキシコはスペイン内戦が発生した時期には社会変革を加速化しようとするカルデナス大統領に代表される急進派と、これに抵抗する大土地所有者層やカトリック教会を中心とする保守派の間で二極化していた。そして、社会変革を支持する人々は、内戦によって国論が二極化していったスペインの情勢を、メキシコ国内の二極化傾向と重ね合わせ、メキシコも同様の危機に瀕しているとの意識を強めることとなった。1938 年にはサン・ルイス・ポトシ州で右派のサトゥルニーノ・セディージョ将軍が武装蜂起したが鎮圧され、同将軍は 1939 年 1 月に戦死している。

スペイン内戦の勃発に際して、メキシコの保守系メディアは人民戦線側の共和国軍による残虐行為を誇大に宣伝してカルデナス政権批判に利用した。それに対して、ロンバルド・トレダノ CTM 議長は PCM メンバーに対して CTM への加盟を勧め、メキシコにおける「人民戦線」運動の基盤を提供するとともに、カルデナス大統領に対して労働者の武装化を提案した。同大統領は、軍の意向を配慮して、労働者の武装化には消極的姿勢を示した。

他方 PCM は、1934 年 7 月の大統領選挙にはカルデナス大統領をカイエスの「操り人形」と見て、エ

ルナン・ラボルデ党書記長を独自候補に立てたが、その後のコミンテルン第7回大会での「反ファシズム人民戦線戦術」に関する決議や、国内でのCTMの動向を背景として、「人民戦線」路線に方向転換した。そして、CTMへの加盟を強化するとともに、カルデナス政権に対する協力姿勢を示して、PRMとの協力関係を強めた。しかし、このようなPCMのカルデナス政権への接近は、保守勢力の警戒心をさらに強めさせることになる。

1936年7月17日、スペインにおいて内戦が勃発した際、カルデナス大統領はコアウィラ州を視察中であったが、直ちにメキシコ・シティに帰還したものの、公式な声明は出していない。これに対し、与党のPNRが声明を發して、人民戦線政府に連帯するとともに、スペイン情勢とメキシコ革命直後の1913年にマデロ政権を打倒したウェルタの反革命蜂起が発生した時期との類似性を指摘した。また、PCMとCTMがそれぞれ声明を發したほか、CTMはスペインの総労働連盟(UGT: Unión General de Trabajadores)に対して、「スペインのプロレタリアートと連帯し、スペインの被抑圧人民の勝利を期待する」との趣旨のメッセージを送った。このように内戦勃発に際して、PNRやPCMの政党や労働組織であるCTMが直ちに人民政府を支持する姿勢を示したが、同時にメキシコにおいて「人民戦線」を結成する呼びかけや、労働者を武装化して民兵部隊の結成を求める主張も強まった。

内戦勃発時の駐墨スペイン大使であった急進社会党所属のフェリス・ゴルドン・オルダス大使は、一次的な関係冷却期を除いてカルデナス大統領と良好な関係を維持したが、かねてより同大使と対立していた大使館次席のラモン・デ・プハダス一等書記官は、同年7月29日に叛乱軍側が同一書記官を新しい「特命全権大使」に任命したことを背景にゴルドン・オルダス大使の辞任を要求した。ゴルドン・オルダス大使がそれを拒否するやいなや、同一書記官は自宅に大使館を移転し、メキシコ政府に対して「特命全権大使」に任命された旨の口上書を提出して、信任状捧呈式の実施を求めた。これに対して、エドゥアルド・アイ外相はこれを無視し、外務省は「メキシコ政府は、アサーニャ氏が率いる正統な政府以外のいかなる政府も認めない」との内容の文書を7月30日付の政府広報誌『エル・ナショナル』に掲載するとどめた。このようにしてメキシコ政府は人民戦線政府をスペインの公式政府であると認める姿勢を表明した。

カルデナス政権がスペイン人民戦線政府を支持した理由としては、カルデナス政権に社会変革と民主主義政権を擁護する信念と、「反帝国主義」的心情もあったと考えられる。また、民主的選挙で選出された政権を武力で打倒することは許されないとの原則からも人民戦線政府を支持することは正統化された。さらに、このような姿勢は、後述の通り、「エストラダ主義」の視点からも、同主義に抵触するものではなかった。

スペイン人民戦線政府を支持する姿勢はカルデナス大統領だけでなく、協力者である側近のムヒカ通信・公共事業相、アイ外相、ラモン・ベテタ外務次官、インドロ・ファベラ国際連盟代表、ナルシソ・パソルス前国際連盟代表などに共通した信条であった。彼らには、スペインの情勢がメキシコの国内情勢と重ね合わされて見え、もしスペインで叛乱軍が勝利すればメキシコにおいても社会変革の進展を阻止するために軍を巻き込んだ保守派による叛乱が生じる可能性に危機感を有していたと考えられる。

その背景には、①両国がともに経済的に低開発状態にあり、工業化が遅れており、中間層の成長も小規模である、②農村には半封建的な支配構造が残り、③国民的な団結心も欠落している、④地方的なボスが地方政治を支配している等々の共通性が存在していたことから、カルデナス政権がスペイン人民戦線政府とともに社会改革を目指す路線をとっていたことに発する精神的な連帯感が強く働いたものと思われる。

このような両国の類似性、及び進むべき方向の共通性に関する認識は、1936年5月に着任した際、ゴルドン・オルダス駐墨スペイン大使が信任状捧呈式における挨拶において、「両国の方向性は歴史の中で類似しています。両国の国民は、同様の諸問題を似通った劇的態度で提起し、両国においてともに

より大きな社会的正義に向けた大衆の圧力が感じられます。それ故に、共和国スペインはメキシコがその歴史的な方向性を実現するために行っている記念碑的な努力に敬意を表します」と述べたのに対して、カルデナス大統領が「メキシコとスペインを結ぶ歴史的な方向性の類似性に関する大使閣下の見方に賛同します。この類似性は、両国が即刻にかつ効果的に実現すべきであると確信しております共通の社会的任務と、両国の社会的諸問題への解決を模索するために永久的な団結をもたらすでありましょう、両国国民に役立つ目標と行動の統一に向かって広がっております」[Ojeda 2004 : 89-90] と返答したことに表現されている。ゴルドン・オルダス大使とカルデナス大統領の表明は、月並みな外交辞令ではなく、両者の両国に関する情勢認識に基づく危機意識を反映した表明であったと評価すべきである。

このような視点からカルデナス政権関係者は、スペインにおける叛乱軍の勝利はカルデナス政権に対するメキシコ国内の攻撃を強めることになろうが故に、スペイン人民戦線政府を支援すべきであると認識していた。1937年初頭にスペインに着任したラモン・デネグリ駐西メキシコ大使はカルデナス大統領に宛てた書簡の中で次のように述べ、人民戦線政府を支援する理由を論じている。

「スペインの闘争はメキシコに向けられており、この瞬間にもメキシコの資本家やカトリック関係者はメキシコの人民政府を掘り崩し、可能であれば打倒するためにスペイン人と連携を有しています。フランコの勝利はメキシコのすべての革命勢力に対する即時かつ強力な攻勢を決定づけることになりましょう。メキシコ政府がスペインを支援することは合法性、正義、メキシコの人民的伝統からのみでなく、メキシコの大義を支えるからでもあります。」[Ojeda : 113]

4. カルデナス政権の外交的支援

このような認識から、カルデナス政権は叛乱勃発当初からスペイン人民戦線政府支援を貫いた。カルデナス政権によるスペイン人民戦線政府支援は、精神的支援、外交的支援、武器援助、資金送付、医薬品・食料援助、義勇兵派遣、亡命者受入れ等種々の分野で行われた。まず、外交面から見ていく。

7月20日、スペインのホセ・ヒラル・イ・ベレイラ首相がフランスのレオン・ブルム首相に対して電報を發出し、武器と航空機の供給を求めた。スペイン人民戦線政府としては、外国から武器を購入することは国際法上合法であることや、スペインとフランスが1935年12月に調印した通商協定の秘密条項の中にスペインは2000万ポンドまでフランスの武器・軍需品を購入することを確約していたことを根拠としていた。ブルム政権は閣内で協議した結果、スペイン人民戦線政府支援を決定し、同22日に爆撃機20機ほか銃器・弾薬の輸出を求めたファン・カルデナス・イ・ロドリゲス・デ・リバス駐仏スペイン大使に対して同意した。しかし、翌23日から2日間、ブルム首相はドイツのロカルノ条約破棄に対処する条約参加国の会議開催に関する予備会議に出席するために訪英し、スタンリー・ボールドウィン・イギリス首相と会談した。この会談でスペイン問題が協議され、ブルム首相は合法正統政府である人民戦線政府に好意的な発言をしたが、ボールドウィン首相の同意は得られなかった起きである。

帰国後の25日、ブルム政権は臨時閣議を開催し、人民戦線政府の要求を拒否し、内戦に関しては「不干涉」を決定した。ブルム政権が配布した覚書には、「フランス政府は本日午後閣議で討議した結果、スペインの内紛にはまったく干渉しない旨決定した」と記されていた[小林1967 : 100]。すでに準備した武器はメキシコ経由でスペインに送ることに決定された。そして、8月1日にブルム政権はイギリスとイタリアに対して、スペインに対する「不干涉」のための共通規約を採用することを提起した。

ブルム政権が「不干涉」を決定した要因については、イギリス政府の圧力を強調する見方と、フランス政府の自主性を重視する見方があるが、閣内の急進党の反対論を前にして自らの政権基盤である人民戦線の分裂を回避したいというブルム首相の意向、平和維持のためにはイギリスとの連帯が必要であるとのフランスの外交政策全般との関係から、ブルム内閣の自主的判断であったと考えられる[渡辺

2003 : 5-6]。

同年 8 月 8 日、ブルム政権はスペイン内戦に一切の干渉を行わず、一切の武器・軍事物資の輸送禁止をと決定した（但し、それ以前に交わした約束は履行された）。その後、9 月 9 日にイギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ソ連を含み、当事国のスペイン、永世中立国のスイスの 2 カ国を除く、すべてのヨーロッパ諸国 27 カ国が「不干渉委員会（ロンドン委員会）」を組織し、第一回の会合をロンドンで開催した。しかし、ドイツとイタリアは「不干渉委員会」メンバー国でありながら、その後も叛乱軍側に武器供与を続けたため、9 月中旬にスペイン人民戦線政府は国際連盟にドイツ・イタリアの干渉行為を告発する文書を提出した。だが、国際連盟は「不干渉委員会」が設置されたため、国際連盟はスペイン問題を取り上げないとの姿勢を示した。そして同年 12 月 12 日に開催された理事会の臨時会議において、「不干渉委員会」を公式に承認する決議案を採択した。こうして、ドイツとイタリア等による軍事干渉が継続される一方で、人民戦線政府は国際的孤立を強めることになり、ソ連とメキシコだけが同政府を支援する立場を貫くことになる。

同年 10 月 2 日、ナルシソ・バソルス国際連盟メキシコ代表は、演説において「不干渉」政策は「国際関係の後退に向けた一歩になる」、それは国際連盟が加盟国を保護できないことを示すばかりか、世界平和を維持できないことを示すことになる、さらに国際連盟はその敵に破壊されることになると激しく批判した。翌 1937 年初頭にメキシコの国際連盟代表はバソルスからイシドロ・ファベラに交代したが、ファベラのジュネーブ出発前にカルデナス大統領は「メキシコはスペインだけでなく、大国から侵害を受けている国を擁護しなければならない。スペインは国際連盟規約第 10 条に基づいて保護を要求し、それを期待することができる。アサーニャ政権は正統な政府であり、メキシコはスペインにおけるそれ以外のいかなる体制も承認することはない」と指示した [Powell : 75-76]。

さらにカルデナス大統領は同年 2 月 17 日付けで、国際連盟代表に赴任する途次にあるファベラ代表に対して追加的な指示を示す書簡を送り、「メキシコが説明する時機に至れば詳細にメキシコの姿勢と判断を説明する必要がある」として、「メキシコ政府は国際連盟の不干渉政策は、実態的に叛乱軍に対する間接的支援の形態であると考える。（中略）メキシコによる武器輸送を含む共和国支援は、“不干渉”原則の正確な解釈の論理的結果であり、国際連盟の最も強固な基盤である国際道徳の諸原則の忠実な履行である」と強く表明するように命じた。[Fabela : 23-25]

1937 年 9 月 20 日及び 28 日に、ファベラ代表は国際連盟において初めてスペイン問題に関する討議の席で正式な発言を行った。ファベラ代表は国際連盟加盟国に対しスペイン問題を国際連盟の管轄下に置くべきであり、「不干渉委員会」は「現実をフィクションで曖昧化する手段」であると主張し、「不干渉」政策を強く批判した。そして、「メキシコはスペインの正統な政府を、1928 年 2 月にハバナで開催された第 6 回米州会議において調印された「内戦の場合における諸国家の義務と権利に関するパンアメリカ協定」に基づいて支援し続けると強調した。その後もカルデナス政権は国際連盟において、人民戦線政府に対して適用された「不干渉」政策の不当性を主張し続けて、人民戦線政府に対して不利な結果となる「不干渉」政策の実態を批判し続けた。

メキシコ政府は、1937 年 3 月 29 日付けで国際連盟に対して口上書を提出し、加盟各国代表部に対しても同文の文書を送付した。その中で、メキシコ政府は「不干渉」政策は自由な選挙で選出された政府に対して友好諸国から国際法に基づいてなされる支援を奪うことになっており、加盟諸国がスペイン共和国政府当局と協力しないことが残酷な内戦を長引かせていると主張し、共和国政府に対する支援を訴えた。これに対する各国代表部からの返答はメキシコのスペイン人民戦線政府支援路線が国際的に孤立していることを示した。例えば、「不干渉委員会」メンバー国であるイギリス、フランス、スウェーデンは同文書に回答せず、ベルギーは不同意を示し、ポーランドは共和国支援は内政干渉であると反応した。

また、メキシコが革命後の時期に、大土地所有層を基盤とする保守的な政権が多いラテンアメリカ諸国の中で孤立していたという状況もあり、ラテンアメリカ諸国の反応も厳しかった。当初コロンビアは非公式な打診の段階ではメキシコの主張に同調したが、その後正式文書での回答はなかった。キューバはメキシコの文書を内戦の当事者双方を対等の資格者としてラテンアメリカ諸国に仲裁を呼びかけるものであると受け取ったが、その後のメキシコ政府側の説明で共和国支援を呼びかけるものであると判明したため同調することを拒否した。それ以外のラテンアメリカ諸国の中で態度を表明したのはニカラグア、コスタリカ、ペルー、ボリビアであったが、いずれもメキシコが呼びかけた共和国支援には否定的であった。ラテンアメリカ諸国の中には、「不干渉」政策に批判的な姿勢を有する政府もあったが、人民戦線政府支援を全面的に訴えたメキシコの主張に同調する国は皆無であった。こうして、カルデナス政権が行った、国際連盟の中で人民戦線政府に対する同情的な環境を形成しようとする努力はほぼ実を結ばなかった。

カルデナス政権は外交面においては、さらに他の方法によって人民戦線政府支援を実施している。例えば、①各国メキシコ大使館によるスペイン政府の外交上の利益代表、②スペイン船舶によるメキシコ国旗掲揚の許可、③スペイン政府職員あるいは人民戦線側の人物等に対する公的使用のためのメキシコ旅券（外交旅券を含む）の給付が挙げられる。

外交上の利益代表に関しては、叛乱勃発に伴い各国スペイン大使館において多数の職員が叛乱軍側についたため大使館機能を失う大使館が出現したため、当該国に設置されたメキシコ大使館がスペインの利益代表部の機能を果たしたケースが多々見られた。

例えば、1937年2月にウルグアイが、前年夏に在スペイン・ウルグアイ大使館所属の副領事の姉妹3名が人民戦線側民兵に殺害されたことを原因として人民戦線政府と外交関係を断絶したため、在ウルグアイ・メキシコ大使館がスペインの利益代表となると共に公文書を保管した。また、叛乱軍を支援したポルトガルにおいては、同国政府がスペイン大使館の銀行口座を凍結したため、同国駐在のコシオ・ピジェガス・メキシコ臨時代理大使が本国政府の訓令に基づきクラウディオ・サンチェス・アルボノス・スペイン大使に対して資金を融通している。アルゼンチンにおいては、メキシコのアルフォンソ・レイジェス大使が、同国のフスト政権によって差し押さえられたスペイン船籍の「カボ・サン・アントニオ号」の返還交渉に際してスペインのエンリケ・ディエス・カネド大使に協力して同船の返還を実現した。

さらに、メキシコ大使館職員が外交カーリエとして、スペイン大使館の外交行のうを運搬するケースが多々生じた。例えば、イカサ駐ドイツ・スペイン臨時代理大使は現地のメキシコ大使館の外交行のうを利用した。

また、メキシコのスペイン大使館がグアテマラのメキシコ大使館に宣伝文書（スペイン共産党の指導者ロドレス・イバルリの著作『奴らを通すな』）を、本国に報告することなく送付して、現地で配布することを依頼するケースが生じた。この際には、現地のメキシコ大使館が本国に対処法を打診した結果、アイ外相は駐グアテマラ大使館に対して同文書の配布を禁止した。

メキシコ旅券の発行に関しては、(イ) アダベルト・テハダ駐仏メキシコ大使がスペイン人民戦線政府のためにヨーロッパ各国を歴訪していたスペイン人外交官であるファン・シメオン・ビタルテに偽名のメキシコ旅券を発行したケース、(ロ) 同大使がスペイン国防省航空次官であるアンヘル・パストル・ベラスコが武器確保のためにチェコスロバキアを訪問した際に偽名のメキシコ旅券を発行したケース、(ハ) キューバ共産党の党员であったテレサ・プロエンサがメキシコからスペインに渡った際にメキシコ外交旅券が発行されたケース、(ニ) ファン・ネグリン首相、フランシスコ・メンデス・アスペ、サンティアゴ・カサレス・キローガ元首相が内戦終了後に亡命先のフランスからイギリスに脱出した際に、メキシコ大使館から偽名のメキシコ旅券を給付されたケース等がある。

このように、カルデナス政権は国際連盟や、外交面での利益代表部機能の果たすなどの正式な外交活動と同時に、偽名のメキシコ旅券発行などの面で合法性ぎりぎりの活動をも併せて、人民戦線政府支援を実行した。

カルデナス政権が示した人民戦線政府支持の立場は、1930年9月に当時のエストラダ外相の発言から確立されたメキシコ的外交政策の基本路線である「エストラダ主義」と呼ばれる「不干渉主義」（武力革命やクーデターによって成立した政権に対し、政府承認の問題を切り離して、外交関係はそのまま維持しようとする原則）と抵触したとの見方があるが、それは正しくないのではないか。1936年にはラテンアメリカ諸国の中でボリビア、ニカラグア、パラグアイにおいてクーデターが発生して軍事政権が成立したが、カルデナス政権はこれらの政権交代に対して、1931年に確立された「エストラダ主義」に基づいて内政不干渉の姿勢をとった。即ち、政府承認なしにこれら諸国の軍事政権との間に外交関係を継続した。これらのケースと比較すると、スペイン人民戦線政府に対するカルデナス政権による支持声明は、スペインの情勢は「エストラダ主義」で判断すべき状況とは異なるとの情勢判断をカルデナス政権が行っていたことを意味するものと判断される。「エストラダ主義」は新政権の承認に関わる原則であるから、スペイン内戦において叛乱軍側の勝利後にフランコ政権と外交関係を維持するか否かはエストラダ主義が関係するだろうが、選挙で選出された人民戦線政府を支持し続けことはエストラダ主義に抵触するとは言えない。

カルデナス政権が依拠した立場は、自由な選挙で選ばれた正統な政権に対する叛乱を告発し、それに対する国外からの支援を「主権侵害」行為として国際社会で訴えることにあったのであり、叛乱軍側のクーデターが成功しなかったという状況であれば、そこには「エストラダ主義」で判断されるべき状況はなかったと考えるべきであろう。寧ろ、カルデナス政権は、国際連盟規約の精神に則った姿勢をとったと判断されるべきではないか。この時期に、カルデナス大統領とファベラ国際連盟代表との間で交わされた書簡の中に「エストラダ主義」に関する言及は見られない。

他方、国際連盟規約の第10条は、「聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シテ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ」と規定し、第11条は「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有効ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ。國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス」と明記している。

ファベラ代表がカルデナス大統領に送付した1937年5月17日付け書簡の中で、国際連盟において行った演説の中でこれら2ヶ条に言及し、また「1928年ハバナ協定」の精神を重視すると強調したと述べている [Fabela:33]。カルデナス政権による内政不干渉という原則的姿勢は、「エストラダ主義」によってではなく「1928年ハバナ協定」に依拠していたのである。また、ドイツやイタリアの介入を「外部の侵略」として批判する立場は、1934年11月にイタリアのエチオピア侵略に際して、バソルス・メキシコ代表が国際連盟に対してエチオピア支援を求め、さらに1935年10月にカルデナス政権が国際連盟がイタリアに対して決定した制裁措置に実行するために、同年11月に石油禁輸をはじめとする一連の政令を公布したことにも見られた。石油禁輸は国際連盟の制裁決議には含まれていなかったが、カルデナス政権が独自で実施したものである。

カルデナス政権の人民戦線政府支持に関する主張には、論理的な整合性と一貫性が見られたのである。逆に、整合性を欠如したのは、国際連盟であり、「不干渉委員会」加盟諸国の外交政策であったの

ではないか。カルデナス政権はスペイン内戦問題に関する外交的姿勢において、国際的には孤立しつつも、終始一貫した姿勢を貫いた。

5. カルデナス政権の武器支援

カルデナス政権にとって、スペイン人民戦線政府に対する支援において最もリスクを伴うものであったのは武器支援であった。ソ連を除いて、スペイン人民戦線政府に対する武器支援の協力を行ったのはカルデナス政権だけであった。フランス人民戦線政府やチェコスロバキア政府の中には、スペイン人民戦線政府に対する武器支援に好意的な閣僚がいたものの、政府全体の意思として、国際関係を考慮した結果、武器支援を実現するには至らなかった。

カルデナス大統領はスペイン内戦当初から、メキシコ国内の兵器産業の全生産能力を人民戦線支援に向けるよう指示した。まず、陸軍・海軍内に蓄積していた銃器・弾薬・砲、及びそれらの部品がスペインに送られた。さらに、軍需産業においては雇用の増大や勤務体制の拡大を通じて増産が図られ、それでも武器供給に不足が生じたため、第三国における極秘裏での武器調達も行った。

カルデナス大統領は、1938年8月10日付けの日記に、「ゴルドン・オルダス駐墨スペイン大使を通じたスペイン共和国政府からの要請に応じて、陸軍と海軍に口径7ミリのメキシコ製の小銃2万丁と銃弾2000万発を調達するよう許可した。(中略)メキシコ政府は、合法的に成立し、マヌエル・アサーニャ氏によって率いられたスペイン政府を道徳的および政治的に支援することを義務づけられている。内外における責任は明白である。メキシコは、関係を維持する正統な政府に軍事物資を提供する。スペイン共和国政府はメキシコの政府と革命的諸部門の共感を得ている。アサーニャ大統領はスペイン人民の道徳的および経済的解放の諸傾向を代表している。現在特権階層によって締め付けられた残忍で激烈な流血の闘いに苦闘している」[Ojeda 2004 : 109]。

カルデナス大統領は、スペイン人民戦線政府支援の理由を、人民戦線政府は「特権階層によって締め付けられた残忍で激烈な流血の闘いに苦闘している」と述べている。スペイン人民戦線政府が直面している危機が、カルデナス政権が直面している危機と同質であるとの認識が、人民戦線政府支援の理由であることは明白である。

カルデナス政権は、人民戦線政府の敗北に終わった内戦終結時まで武器支援を続けた。しかし、実施された武器支援の総量に関する明確な数字は明らかになっていない。1937年9月1日にカルデナス大統領が行った報告では、前年8月から37年8月までにメキシコが行った武器支援の総量は、レミントン小銃2万丁、銃弾2000万発等で総額800万ペソ(225万ドル相当)であったと述べているが、同年9月から内戦終結時までの数字は明らかにされていない。これら2万丁の小銃及び弾薬は、同年8月23日にベラクルス港より「マガヤネス」号によってスペイン向けに発送されている [Powell 1981 : 71, Ojeda 2004 : 146-154]。

これらの2万丁の銃器等は、1936年7月20日にヒラール・スペイン首相がブルム・フランス首相に対して電報を發し、1935年に調印された通商協定の秘密事項に基づいて行われた武器と航空機の供給を求めた要請に基づいてスペインに送られたものとは別物であったと考えられる。この際に要請された武器は、メキシコ向けを装って爆撃機30機、攻撃機15機、輸送機10機であったが、実際に調達された機数に関しては諸説があり実数は判明していない。25~37機が7月末から8月17日までの間に空路及び海路からスペインに送付された趣きである。

他方、これらの2万丁の小銃はメキシコ製のレミントン銃であったが、これらの銃器とは別にメキシコ製以外の銃器が人民戦線に調達された可能性がある。1937年2月15日に、第15国際旅団に所属する米人部隊であるリンカーン大隊は、マドリッド攻防戦のハラマ戦線に配置されることになったが、エ

ビーに依れば、戦線に派遣される直前に同大隊に銃器が配布された。それらの銃器はメキシコ・シティで発行された新聞紙にくるまれていたため、その後「メキシカンスキ」と呼ばれるようになったが、それらの銃器はメキシコ製ではなく、1914年に米国で製造されたレミントン銃で帝政時代にロシアに送られた後に、ソ連においてコピー生産され、その後メキシコに送付されたものがスペイン人民戦線政府に送られた[Eby2007:47]。この記述が事実であるならば、「メキシカンスキ」と呼ばれた銃器は、メキシコ製小銃とは別物であったと推定されるが、いずれもがレミントン銃であった。

カルデナス政権は第三国での武器調達を行ったが、このオペレーションは同年7月末にフェルナンド・デ・リオス駐仏スペイン大使がテハダ駐仏メキシコ大使に要請したことに発したものであった。テハダ大使は直ちにメキシコ本国のアイ外相にスペイン側の要請を報告し、指示を求めたところ、フランス政府との間に問題を起ささないとの条件付きで、スペイン人民戦線政府からの要請に応えることが許可された。このルートで行われた武器調達の実例でこれまでに判明しているケースは次の通りである[Powell:74-75, Ojeda 159-162, 175-184]。

①同年8月1日、メキシコはテハダ大使を通じて、スペイン人民戦線政府からベルギーもしくはイギリスで爆撃機10~12機及び爆弾2万5000発、自動小銃1500丁及び弾薬の調達を要請された。この調達は当初、プリモ・ビジャ・ミCHEL駐英メキシコ大使が担当したが、イギリス政府が許可しなかったため実現しなかった。次にベルギーにおいてカルロス・ダリオ・オヘダ駐白メキシコ大使がベルギー国内で奔走したが、9月19日にベルギー警察が同国革命的社会党本部を捜索した結果、小銃・手榴弾等多数の武器を押収することになり、調達された武器はメキシコ政府側への引き渡しを実現されずに終わった。

②メキシコ政府が在留民保護のために同年8月15日に購入した元アルジェリア船「ハリスコ」号によって、8月中に迫撃砲15基及び砲弾4万5000発をフランスのマルセイユ港からスペインのアリカンテ港に送付、9月10日には20ミリ対空砲及び弾薬を送付した。その後も「ハリスコ」号は武器の輸送に従事しており、9月末にフランス紙『Vauquelin』は、同船が航空機用エンジンや小銃16箱、銃弾60箱等をメキシコ国防省宛に積載して、ベラクルス港に向けて出港したと報じた。

③1936年9月25日付けのフランス紙『Le Temps』は、メキシコ国旗を掲げた「アメリカ」号がフランス国内からメキシコのベラクルス港に向けてソ連製の塩素酸カリウム1116トン、硫酸1400トン、フェノール310トンを輸送したが、実際にはスペインに向かったと報じた。

④1936年9月、人民戦線政府の空軍次官であるアンヘル・パストル・ベラスコ大佐に対して、テハダ駐仏メキシコ大使がメキシコ旅券を発行し、同大佐がチコスロバキアに赴いて武器調達を行うに際して協力を行った。同大佐はチェコ入国後にルイス・ヒメネス・デ・アスア駐チェコ・スペイン大使やアグスティン・レニエーロ駐チェコ・メキシコ大使と協力して、武器調達を行った。同年9月、ポーランドのグジニア港を出港した「アステカ」号がポーランド製の武器をビルバオとサンタンデルに搬送した事実が判明している。しかし、その後イギリス政府のチェコスロバキア政府への抗議や、同年12月5日にベラスコ大佐が偽造旅券使用の廉で逮捕されたこともあり、それ以後の武器調達は成功しなかった趣きである。「アステカ」号が搬送した武器は、ポーランド製ブローウィングPWU28型自動小銃200丁、ポーランド製モーゼルM98型カービン銃1万丁、モーゼル用銃弾1260万発等であった。

⑤1936年10月7日に「シルビア」号にて、ポーランド製ブローウィングPWU28型自動小銃100丁、旧式自動小銃5000丁、モーゼル用銃弾50万発、フランス製8ミリ銃弾1500万発等が輸送された。

⑥1936年11月16日に「ロナ」号にて、75ミリ砲弾6万発等が輸送された。

他方、メキシコからの武器調達に関しては、ゴルドン・オルダス駐墨スペイン大使が内務省からの依頼によって奔走した。その後、カルデナス大統領は1937年1月3日に、「メキシコ政府はメキシコ製の武器・弾薬をスペイン政府に供給した。しかし、外国製の武器・弾薬については、当該国の政府が同意

しない限り第三者として関与しないとの固い姿勢をとってきた。この姿勢に基づいて、メキシコ政府は米国製の航空機及びあらゆる武器のメキシコを経由したスペインへの輸送を、民間団体によって行われた購入の場合を含めて、許可しないと、米国との関係を考慮して、米国製の航空機や武器のスペイン向け輸送を認めないとの方針を示した。しかし実際には、ゴルドン・オルダス大使の強い働きかけもあり、極秘裏に武器輸送が実行された。ゴルドン・オルダス大使が関与したと思われるオペレーションの中でこれまでに判明しているものは次の通りである [Powell : 72-74, Ojeda 159-175]。

(イ) 上記の「マガヤネス」号は、メキシコからの輸送手段の欠如のためにゴルドン・オルダス大使が本国に働きかけ、スペインの海運企業である「コンパニア・ラ・トラスアトランティカ」社の客船であった「マガヤネス」号を寄港中のベラクルス港において乗客を下船させた後に、駐墨スペイン大使館を通じてスペイン政府が接收し、貨物船に転用した。スペインへの武器輸送の責任者として、在墨スペイン大使館のホセ・マリア・アルゲジェス領事兼 1 等書記官が乗船同行した。「マガヤネス」号はジブラルタル海峡を通過する際にドイツ軍機とイタリア軍機の爆撃を受けたが、無事に人民戦線政府が支配するカルタヘナ港に入港し、その後バルセロナ港に到着した。

(ロ) 1936 年 12 月 10 日、人民戦線政府はブエノス・アイレスからニュージャージーに航行中の「スペイン海運会社」の船舶「モトマル」号を接收し、メキシコのベラクルス港に向かうよう指示した。同 31 日、同船はベラクルス港に入港し、ゴルドン・オルダス大使の監視下に置かれた。同大使は日本及びカナダからの武器調達を目指したが成功せず、米国で購入した航空機の輸送を行うことにした。同船は 1937 年 9 月 27 日にベラクルス港を出港し、翌 38 年 5 月 17 日にベルギーのアンペール港に入港し、その後バルセロナに到着した。また、同船には分解した航空機のほか、1937 年 9 月 18 日にボリビアとの間で売買契約が成立し、ペルーのモジュンド港から日本船「フロリダ丸」にてメキシコのマンサニャ港に搬送され、その後陸路ベラクルス港に搬送されて「モトマル」号に搬入されたチャコ戦争に使用された銃器が積載された。

(ハ) 1936 年 9 月 28 日に駐米大使として着任したスペインのフェルナンド・デ・ロス・リオス大使は、着任に際して米国での武器調達を指示され、フランシスコ・レオン・トレホ大佐などの調達委員会が同行した。同委員会は米国で 14 機の航空機の購入契約に至ったが、送金が間に合わずにその際の契約は破棄された。その後、米国での武器調達に関してもゴルドン・オルダス大使が担当することになった。同委員会のホセ・メレンドレラス中佐はゴルドン・オルダス大使の指示の下で、メキシコ国内にて 4 機の航空機を取得し「シル」号でスペインに搬送した。

(ニ) メキシコが米国に対してメキシコへの武器売却とこれらのスペインへの再輸出を許可するよう求めたのに対して、米国政府が正式に拒否したため、ゴルドン・オルダス大使らは米国内で秘密裏に武器調達を行うことになった。特に航空機を米国で調達してメキシコ国内に空路搬入する方法が採られた。1936 年 12 月末にはメキシコ国内に「スペイン大使の私的コレクション」として多数の米国製航空機が確保されていたが、カルデナス大統領はこのようなオペレーションには反対したため、スペインへの搬送は実現しなかった。

(ホ) 1937 年 1 月 6 日、ニューヨークに入港していたスペイン船「マル・カンタブリコ」号が米国内で調達された武器を搭載してベラクルスに向けて出港した。同船のベラクルス停泊中に、米国が国内製武器のスペインへの輸出を禁止する法律を公布し、カルデナス大統領もルーズベルト大統領との間でこの法律の趣旨の遵守を約束したため、「マル・カンタブリコ」号に積載された米国製武器の搬送が困難になった。このため、ゴルドン・オルダス大使はカルデナス大統領のメキシコ・シティ不在中にマヌエル・アビラ・カマチョ国防相（次期大統領）を説得して出港許可を取得し、2 月 16 日に同船はベラクルス港を出港した。同船は、航空機 18 機、銃弾 1400 万発、砲 50 門を積載していた。同船はイギリス国旗を掲げて航行したが、3 月 15 日にサンタンデル付近を航行中に叛乱軍側に拿捕された。乗船してい

たメキシコ人義勇兵5名も身柄拘束され、うち女性1名を除く男性4名が叛乱軍によって殺害された。なお、上記(二)の「スペイン大使の私的コレクション」の航空機が「マル・カンタベリコ」号に積載されていたかは詳かではない。

(へ) 1937年12月27日にベラクルス港より「イバイ」号(旧名「カボ・キタレス」号)がメキシコ製及びボリビア製武器を積載して出港し、翌38年1月13日にフランスのアーブル港に到着したものの、フランス・スペイン国境が閉鎖されていたため、スペインへの搬送は実行されなかった趣きである。

6. 終わりに

メキシコのカルデナス政権は、外交上においても、武器支援においてもスペイン人民戦線政府に対して最大限の支援を行った。その最大の理由は、スペインにおける保守・右派勢力が人民戦線政府及びFAI・CNTのアナキスト系諸組織が進行させようとしていた社会改革を阻止することを目的として、人民戦線政府をクーデターで打倒しようとしたことは、メキシコ国内において農地改革の推進等の急進的な路線を進めようとしていたカルデナス政権に対する保守・右派勢力の動向などもあり、同様の社会改革を進めようとしている政権が危機に瀕しているとの認識があったためと思われる。そして、その背景にはカトリック教会の精神的影響力が強い一方で、大土地所有制が強固に残っており、都市部の製造業の発達が十分ではなかったという共通した精神・社会構造の問題があったと思われる。このような精神・社会構造を基盤に、カルデナス政権とスペイン人民戦線政府がともに、特に農地改革とカトリック教会の権力基盤の一掃に力を入れたことが、両国における保守・右派勢力の反発を生じさせ、これがカルデナス政権によるスペイン人民戦線政府支援を一貫させたと考えられる。

特に武器調達に関しては、カルデナス政権は最大限の協力を行ったことは事実であり、カルデナス大統領はヨーロッパにおいてメキシコ外務省関係者がスペインによる武器調達に最大限に協力するよう指示している。しかしその一方で、カルデナス大統領は米国のルーズベルト政権との関係においては、米国製の武器のスペインへの再輸出に関して断念して禁止するなどの現実的な面も見せている。しかし、このような米国との確約があったものの、ゴルドン・オルダス駐墨スペイン大使や国内のアビラ・カマチョ国防相はカルデナス大統領の意向に反してまで、米国製の武器の再輸出を実行している。

外交面でのファベラ国際連盟代表、バソルス前同代表等の奔走、武器調達面でのテハダ大使、アビラ・カマチョ国防相等の奔走など、メキシコにはカルデナス大統領以上に、スペイン人民戦線政府支援において尽力した多数の政府職員がおり、国際法の枠内で、あるいは国際法の限界を超えて、スペイン人民戦線政府に対する支援を実行した。国際的孤立をも敢えて甘んじて、友好関係にあった友好国政府の支援を行うという、歴史的に見ても特異な例であったと言える。

このような、メキシコによるスペイン人民戦線政府支援は、メキシコ人義勇兵の志願、スペイン人亡命者の受け入れという形でも表現されたが、これらの面に関しては本稿の続編にて検証する。

〈参考文献〉

川成洋

2003 『スペイン内戦 政治と人間の未完のドラマ』, 講談社.

川成洋／渡部哲郎

1986 『新スペイン内戦史』, 三省堂.

小林一宏／フアン・J・L・ソペニャ

1967 『スペイン内戦と列強 1936年』, 桂書房.

小倉英敬

- 2007 『メキシコ時代のトロツキー』, 新泉社.
- 太田潔
 2000 「メキシコ的外交路線に関する一考察：市民戦争を契機とする対スペイン外交を中心として」
 『アメリカ研究』第5号（天理大学）, pp. 189–202.
 2008 「メキシコにおけるスペイン市民戦争難民についての一考察：その経緯、規模および状況」
 『Iichiko』第98号, pp. 62–7.
- 齊藤孝
 1966 『スペイン戦争 ファシズムと人民戦線』, 中央公論社.
- 齊藤孝（編）
 1979 『スペイン内戦の研究』, 中央公論社.
- スペイン史学会（編）
 1990 『スペイン内戦と国際政治』, 彩流社.
- ソバーニャ／ファン・J・L・（編著）, 法政大学出版局.
 1980 『スペイン人民戦線史料』.
- 若松隆
 1986 『内戦への道 スペイン第2共和国政治史研究』, 未来社.
- 渡辺和行
 2003 『フランス人とスペイン内戦』, ミネルヴァ書房.
- 渡部哲郎
 1990 「スペイン内戦“難民”：フランスからメキシコへ」『スペイン現代史』（法政大学スペイン現代史研究会）, pp 19–24.
- 山極潔
 1981 『コミンテルンと人民戦線』, 青木書店.
- Academia de laCiencias de la URSS
 1974 La Solidaridad de los Pueblos con la República Española, Editorial Progreso, Moscu.
- Anguiano, Arturo / Pacheco, Guadalupe / Vizcaíno Rogelio
 1975 Cardenas y la Izquierda Mexicana, Juan Pablos Editor, Mexico.
- Carr, Barry
 1996 La Izquierda Mexicana Través del Siglo XX, Ediciones Era, México.
- Carr, Edward. Hallet.
 1984 The Comintern and the Spanishi Civil War, Macmillan Press Ltd., London（富田武訳『コミンテルンとスペイン内戦』, 岩波書店, 1985年）.
- Eby, Cecil D.
 2007 Comrades abd Commissars: the Lincoln Battalion in the Spanish Civil War, The Pennsylvania State University,
- Fabela,Isidro / Rodríguez, Luis I.
 2007 Diplomáticos de Cárdenas. : Una Trinchera Mexicana en la Guerra Civil (1936~1940), Trama Editorial, Madrid.
- Fagan, Patric
 1973 Exiles and Citizens : Spanish Republicans in Mexico, University of Texas Press, Austin
- Falcoff, Mark / Pike, Frederick B. (ed.).
 1982 The Spanish Civil War 1936–39, University of Nebraska Press.

Landis, Arthur H.

- 1989 *Death in the Olive Groves : American Volunteers in the Spanish Civil War 1936–1939*, Paragon House Publishers, New York.

Mateos, Abdón

- 2005 *De la Guerra Civil al Exilio; los Republicanos Españoles y México ; Indalecio Prieto y Lázaro Cárdenas*, Biblioteca Nueva/Fundación Indalecio Prieto, Madrid.
- 2009 *La Batalla de México : Final de la Guerra Civil y Ayuda a los Refugiados 1939–1945*, Alianza Editorial, Madrid.

Matesanz, José Antinio

- 2006 “México, la II República Española y la Guerra Civil”, in 『京都ラテンアメリカ 研究所紀要』第6号 (京都外国語大学), pp. 137–149.

Ojeda Revah, Mario

- 2004 *México y la Guerra Civil Española*, Turner Publicaciones S. L., Madrid.

Powell, T. G.

- 1981 *Mexico and the Spanish Civil War*, University of New Mexico Press, Albuquerque.

Preston, Paul

- 2009 *The Spanish Civil War : reaction, Revolution and Revenge* (宮下嶺夫訳, 『スペイン内戦 包囲された共和国 1936–39』).

Tomas, Hugh

- 1961 *The Spanish Civil War*, Eyre & Spottiswoode Ltd., London (都築忠七訳 『スペイン市民戦争』, みすず書房, 1962年).